

	—開会—
三輪会長	<p>それでは、事前説明事項第1号議案から第3号議案『阪神間都市計画用途地域の変更』、『阪神間都市計画高度地区の変更』、『阪神間都市計画地区計画(福島地区地区計画)の変更』について、それぞれが関連する都市計画となりますので、まとめて事務局より、ご説明いただきます。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(中東)	<p>それでは、事前説明事項(1)～(3)「阪神間都市計画用途地域の変更」「阪神間都市計画高度地区の変更」「阪神間都市計画地区計画(福島地区地区計画)の変更」について、ご説明いたします。都市政策課の中東と申します。失礼して着座にてご説明させていただきます。前回の審議会で、報告事項としてご説明した案件でございます。</p> <p>資料は、お手元にあります、右上に「資料1」と「資料2」書かれたものになります。「資料1」が議案書、「資料2」が説明資料となっております。説明につきましては、資料2を使用してさせていただきます。同じものを前面スクリーン及びお手元の画面に表示しております。</p> <p>まずは、2ページ上段をご覧ください。はじめに、都市計画の変更予定箇所の位置でございます。JR新三田駅の周辺に位置しております。</p> <p>次に同ページ下段をご覧ください。変更予定箇所の拡大図となります。赤で囲んでいる区域が今回の変更箇所となります。つづきまして、用途地域の都市計画変更案をご説明いたします。</p> <p>資料1(議案書)では、1ページからの内容となります。この議案書に記載のある内容について、資料2でご説明させていただきます。3ページ上段をご覧ください。現在、用途地域が「近隣商業地域」となっております。第5次三田市総合計画において、商業・業務、居住機能の集積を図る方針となっていること、また、「三田市都市計画マスタープラン(改定案)」において、都市機能の立地誘導を図る「都市拠点区域」への見直しを進めていることを受け、将来にわたり、新三田駅周辺が三田の第2の玄関口としてふさわしい、賑わいと活力のある都市拠点とするため、都市機能と居住機能の誘導が必要であり、更なる土地利用の増進を図るため、現在の建蔽率60%、容積率200%を、宅地の高度利用や有効的な利用を可能とするために、市内の他の都市拠点と同様の建蔽率80%、容積率300%へ変更します。変更前後対照図ですが、用途地域の変更はございませんので、着色に変更はありません。建蔽率、容積率が変更となっております。</p> <p>変更の理由についてです。同ページ下段をご覧ください。今回の変更は、「新三田駅周辺が都市における核として、その都市機能の役割を実現するとともに、合理的で効果的な都市構造の形成を推進するため、用途地域について本案のとおり変更するもの」としております。</p> <p>次に変更前後対照表となります。4ページ上段をご覧ください。建蔽率60%、容積率200%を、建蔽率80%、容積率300%へ変更することで、近隣商業地域に指定している面</p>

積「8.7ヘクタール」の増減がそれぞれに生じることとなります。

次に、高度地区の変更案について、ご説明いたします。資料1（議案書）では、9ページからの内容となります。この議案書に記載のある内容について、資料2でご説明させていただきます。4ページ下段をご覧ください。現在の高度地区が、中高層建物の建築も可能であるが、建物が建てられる空間が一定制限される「第3種高度地区」を、合理的かつ効果的な土地利用の増進を図るため、「指定なし」に変更します。変更案前後対照図ですが、変更前は第3種高度地区を表すクロスメッシュですが、変更後は指定なしとするため、斜線の表示がなくなります。

変更の理由についてです。5ページ上段をご覧ください。今回の変更は、「新三田駅周辺が都市における核として、合理的かつ効果的な土地利用の増進を図るため、高度地区について本案のとおり変更するもの」としております。

次に変更前後対照表となります。同ページ下段をご覧ください。第3種高度地区が変更後で約9ヘクタール減少するとともに、高度地区の全体指定面積も同面積が減少することとなります。

次に、福島地区地区計画の変更案について、ご説明いたします。資料1（議案書）では、19ページからの内容となります。この議案書に記載のある内容について、資料2でご説明させていただきます。6ページ上段をご覧ください。先ほどもご説明させていただきましたが、第5次三田市総合計画において、商業・業務、居住機能の集積を図る方針となっていること、また、「三田市都市計画マスタープラン（改定案）」において、都市機能の立地誘導を図る「都市拠点区域」への見直しを進めていることを受け、地区計画の目標、土地利用の方針の文言の一部追加変更を行います。前回の報告事項の中で、地区計画の目標において、今回の変更が居住機能の充実を目指すこともあるので、その内容について記載してもよいのではないかという意見もございましたので、反映した内容としております。現行の内容と変更案をお示ししており、赤字で示している箇所が変更及び追加する内容となっております。

同ページ下段が、土地利用方針の変更内容となっております。こちらにつきましても、現行の内容と変更案をお示ししており、赤字で示している箇所が変更及び追加する内容となっております。

次に、7ページ上段をご覧ください。計画図にも一部変更がございます。変更箇所といたしましては、福島地区地区整備計画の「計画図で指定するaの部分」の一部削除となります。変更前後の図面をお示ししており、赤で囲っている箇所の（aの部分：赤の点線）の一部削除する内容となっております。変更する内容につきましては、現地の写真等を用いて詳しくご説明させていただきます。

同ページ下段をご覧ください。イメージ図でお示ししているとおり、福島地区地区整備計画においては、計画図で指定するa部分は、前面道路と歩行空間の一体的な公開空

	<p>地を形成するため、壁面後退区域の工作物設置の制限が設けられています。しかし、写真にもありますように、今回削除を考えている箇所（写真の黄色の点線部分）は、前面道路との間に高低差が生じており、一体的な公開空地としての利用ができないものとなっております。そのため、敷地境界線から建物の壁面を1m以上離隔する「壁面の位置の制限」は継続することで空間の確保は維持しますが、JRの下を通行するために高低差が生じる部分について、壁面後退部分の工作物の設置の制限を除いてまいりたいと考えております。したがって、「計画図で指定するa」の一部削除を行うものです。</p> <p>変更の理由についてです。8ページ上段をご覧ください。今回の変更は、「土地区画整理事業による公共施設及び宅地の一体的な整備が完了するとともに、三田市総合計画において、都市における核として位置づけられたことから、その都市機能の役割を実現するとともに、市街地周辺との調和に配慮した、良好な環境と景観を備えた都市拠点の形成を図るため、地区計画について本案のとおり変更するもの」としております。</p> <p>以上が、用途地域、高度地区、福島地区地区計画の変更案の内容でございます。</p> <p>次に、8ページ下段をご覧ください。用途地域、高度地区、地区計画の変更素案について、市条例の規定に基づき土地所有者等の意見を反映する措置として、12月5日から12月19日までの2週間、素案縦覧を実施するとともに、12月8日に住民説明会を開催しました。あわせて12月26日まで意見書の提出をもとめました。その結果、窓口での閲覧者は0名、ホームページでの閲覧者は70件でした。意見書の受付期間中において、意見書の提出はございませんでした。また、住民説明会には13名の方に参加いただきましたが、特に変更素案に対する意見等はございませんでした。</p> <p>最後に、今後のスケジュールとなります。9ページ上段をご覧ください。兵庫県と法定協議、法律に基づく案縦覧を行い、その結果を踏まえて、4月中旬には当審議会に諮問し、答申をいただいたのち、同じく4月中を目途に都市計画の変更告示を行いたいと考えています。以上で、第1号議案から第3号議案までの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>三輪会長 ただいま、事務局から説明のあった「阪神間都市計画用途地域の変更」などについて、ご意見・ご質問があれば、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。また、オンラインで参加の委員は、挙手してミュートを解除したのち、お名前をおっしゃってからご発言をお願いします。</p> <p>細見委員 資料2の7ページの地区計画の変更内容についてです。計画図aの部分が一部削除されることでしたが、具体的になにができるようになるのか教えてください。</p> <p>事務局（中東） 資料1の20、21ページに記載している地区計画の計画書をご覧ください。21ペ</p>
--	--

<p>細見委員</p>	<p>ージの上から4段目に壁面後退区域(敷地境界線から1m以内の区域)で設置できないものを記載しているのですが、今回の変更で、aのラインをなくすことでこれらの内容物、たとえば柵などが設置できるようになります。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
<p>事務局(中東)</p>	<p>他に、質問がないようですので、続きまして次の諮問事項に進みます。</p> <p>『【第1号議案】三田市の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)の改定(案)』について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、諮問事項「三田市の都市計画に関する基本的な方針(通称:三田市都市計画マスタープラン)の改定案についてご説明いたします。都市政策課の中東と申します。資料は、お手元にあります、右上に「資料3」「資料4」と書かれたものになります。説明につきましては、お手元の資料をもとに説明させていただきます。</p> <p>本日の説明内容は、前回審議会でご指摘いただいた点を踏まえ、改定案を修正し、その内容で実施しましたパブリックコメント手続きにおいて提出されました意見とその意見に対する市の考え方についてご説明いたします。</p> <p>まず、資料3の議案書をご覧ください。1ページを開いていただいて、はじめに諮問文書をお示ししております。令和5年1月17日付けで当審議会に諮問しております。</p> <p>次に、パブリックコメント手続きにおいて提出されました意見とその意見に対する市の考え方についてご説明させていただきます。お手元の資料4の2ページをご覧ください。</p> <p>まず、はじめに実施概要と結果についてまとめております。パブリックコメントにつきましては、令和4年12月5日から令和5年1月5日の32日間実施いたしました。閲覧方法及び提出方法につきましては、記載のとおりとなっております。意見人数は7人、意見数は17件となりました。このうち、改定案を修正するものが3件、今後の取り組みの参考とするものを14件としております。また、パブリック手続き期間中である令和4年12月10日に意見交換会も実施し、6名の参加がありました。その中においては、4件の意見をいただき、4件とも今後の取り組みの参考とするものに分類しております。</p> <p>3ページ以降で、パブリックコメント手続きの提出意見と意見交換会での意見をまとめております。No.1からNo.17がパブリックコメント手続きの提出意見、No.18からNo.21が意見交換会での内容となっております。</p> <p>まずは、改定案を修正する3件の内容について、ご説明いたします。</p> <p>1件目でございます。3ページ上段、No.1をご覧ください。市街化調整区域における地区計画の申出・提案の受理の考え方について、広く柔軟に申出・提案を受けるべきではないかという意見をいただきました。これに関する市の考え方としましては、人口減少、高齢化の進展に伴う社会情勢の変化や地域ニーズの多様化等に対応する柔軟な土地</p>

利用を促進する必要があると認識しており、p47の都市計画提案のポイント3と4につきまして、記載のとおり修正することで、地区計画制度がより活用しやすくなるよう、今後、類型と運用基準の見直しを検討してまいります。

2件目でございます。同ページ下段、No.2をご覧ください。都市計画道路の凡例の改良済と概成済の違いが分かるように記述すべきというご意見をいただきました。これに関する市の考え方としましては、用語説明に「概成済」を追加いたします。

3件目でございます。4ページ上段、No.3をご覧ください。p57、実現方策10の地域資源の維持・保全、3)良好な景観形成の促進の記載内容について、「グリーンマネジメント2.0」が公式にオーソライズされたものではなく、昨年11月に公表された「街路樹の適正な育成・管理に向けた基本方針等」とする記載にしてはどうかという意見をいただきました。これに関する市の考え方としましては、いただいたご意見を参考に、記載のとおり修正いたします。

次に、No.4からNo.21につきましては、今後の取り組みの参考とするものとなっております。いくつか抜粋してご説明させていただきます。

5ページ上段、No.5をご覧ください。p39、実現方策4の産業の振興、2)新たな産業拠点の整備促進において、北摂三田第三テクノパークとなる新産業拠点の表現はあるが、その予定候補地とその詳細についてお伺いしたいというご意見をいただきました。意見交換会でも同じ質疑があり、9ページのNo.18がそれに該当します。これに関する市の考え方としましては、「候補地については、市域の土地利用規制やインフラ施設の整備状況、事業手法など、さまざまな課題を整理しながら選定しているところであり、候補地が決まり次第、広く周知させていただきます。」としております

5ページ下段、No.6をご覧ください。p45、実現方策6の農村地域の土地利用の弾力化において、更地等の既存ストックが建っていない土地についても弾力的な運用を図るべきではないかという意見をいただきました。これに関する市の考え方としましては、「現在、三田市都市計画法施行条例の改正による開発許可制度の弾力的運用を図るため、すでに公共施設の整備や造成が済まされた宅地(更地)について、移住・定住の促進、地域の新たな魅力創出等につなげるための住宅建設に関する新たな許可基準の策定を進めているところであり、引き続き、開発許可の更なる弾力的運用を図ってまいります。」としております。

6ページ上段、No.9をご覧ください。p54、実現方策9の公共施設のマネジメント、1)幹線道路網の整備において、都市計画道路の事業化に向けた検討を進めるとあるが、整備の優先順位についてのご意見をいただきました。これに関する市の考え方としましては、「今後の長期未着手路線の整備が必要な区間、着手時期、優先順位等については、より効率的・効果的に進めていくため、費用対効果や整備に当たっての課題抽出、まちづくりとの整合性などを勘案しながら、早期に検討してまいります。」としております。

同ページ下段、No.10をご覧ください。p54、実現方策9の公共施設のマネジメント、

	<p>1) 幹線道路網の整備において、都市計画道路第二テクノ線の早期整備に関するご意見をいただきました。また、公共事業の在り方や進め方についての意見をいただきました。これに関する市の考え方としましては、「本市といたしましても、テクノパークが抱える課題のひとつとして、通勤時の交通混雑の解消を図る必要があると認識しており、都市計画道路第二テクノ線の早期事業化に向けて取り組んでまいります」としております。また、「相野駅周辺の公共事業の整備については、引き続き、地域住民の皆様のご理解を得られるよう、地域役員との事前調整のうえ、説明会を実施してまいります」としており、先日の1/23(月)に説明会を実施したと担当部局からは聞いております。</p> <p>8ページ下段、No.13をご覧ください。p59、実現方策11の共創によるまちづくりの推進、3) 地区まちづくりの支援において、JR相野駅周辺のまちづくりの進め方についてのご意見をいただきました。これに関する市の考え方としましては、「交通結節点という立地特性を活かした地域拠点としての整備を推進するため、集落地区計画制度を活用しながら、地域の活性化につながる社会情勢に対応した土地利用の誘導に向けて取り組むことで、将来の展望を見据えたまちづくりを進めてまいります」としております。</p> <p>9ページにも意見及び市の考え方を列記しておりますが、時間の都合上、割愛させていただきます。このように市の考え方をお示ししたいと考えております。</p> <p>最終的な都市計画マスタープランの改定案としまして、先ほど、ご説明したNo.1からNo.3の修正内容を反映したものとなり、本日、お示ししている資料3の議案書となっております。</p> <p>また、今後のスケジュールについて、資料4の10ページでお示ししております。令和5年2月に3月市議会への議案として上程し、市議会による議決をいただいたのち、令和5年4月に改定した三田市都市計画マスタープランを公表していくこととしております。</p> <p>資料4の11ページからは、三田市都市計画マスタープラン(改定案)の概要版をお示ししております。</p> <p>以上で、諮問事項の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>三輪会長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問があれば、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。</p> <p>中田委員 資料4にあります市民意見募集の結果と意見に対する市の考え方で、No.13の意見についてです。「相野駅北区画整理事業準備組合」の理事長からの意見ですが、市では組合と協働でまちづくりを進めているようですが、市と組合の間に意見に相違があるのでしょうか。</p>
--	--

<p>事務局（榎本）</p>	<p>現在、市の担当課ではまちづくりの支援と併せて、今後のまちづくりの実現に向けて協議を進めているところです。そのなかで社会情勢の変化などから様々な課題が挙がっていますが、集落地域整備法に基づいて相野地区で現在進めているまちづくりのなかでそうした課題についても取り組んでいるところです。また、関連する道路事業などについても、関係機関と綿密な調整を図りながら事業を進め、地元の方にも丁寧に説明したいと考えております。</p>
<p>中田委員</p>	<p>当該事業は、まちの機能をJR駅周辺に集積して、効率的なまちの拠点をつくる目的もあるのかと思いますが、市街化調整区域のままである点に疑問をおぼえます。私は市議会議員をしているので、地元の方からの意見を聞くこともあるのですが、地元の方からそういったご意見を聞くことがあります。相野駅周辺には、大学や規模の大きなニュータウン、また今後、この地域周辺に北摂三田第三テクノパークの構想もあるとのことですが、市街化調整区域のままでもいいのでしょうか。</p>
<p>事務局（榎本）</p>	<p>これまで市街化区域への編入を検討したこともありましたが、地域との調整の中で市街化調整区域のまま、「集落地域整備法」を活用したまちづくりを進めてきた経緯があります。現時点で、市街化区域に編入できないのか、とのご意見かと思いますが、人口減少下の社会情勢の中で、新たに市街化区域に編入するのは現実的ではないと考えています。そのため、市街化調整区域のまま地域の实情に応じて規制の弾力的緩和を図ることで、地域の活力維持につなげたいと考えています。</p>
<p>中田委員</p>	<p>市街化区域を拡大させるのは、社会情勢からは逆行するというのは承知しています。ですが、市街化調整区域で厳しい規制をかけて無秩序な開発を抑制する必要があったのは、市場の拡大が著しかった時代で、現在では厳しい規制をかけなくても無秩序な開発は起こらないと考えています。コンパクトなまちづくりを進めるうえでまちの核となる場所の規制を緩和することが、今後必要になってくると思うので、そのあたりについても地域の方と調整して進めてほしいと考えています。</p> <p>また、市街化調整区域なので最低敷地面積が200㎡になっていますが、駅前のまちづくりとしては不便であるとの意見も聞いています。そのあたりも含めて、地域と調整しながらまちづくりを進めてほしいです。</p>
<p>事務局（榎本）</p>	<p>パブリックコメントでいただいた意見、またいただいたご意見を今後のまちづくりに活かしていきたいと考えています。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>区域区分制度は中田委員のおっしゃるように、市街化を抑制する必要があった時代にできたものです。時代の変遷と共に社会のニーズが変化しているので、これからの時代に合ったまちづくりを進めていくため、これまで通りのまちづくりではなく、区域区分</p>

<p>水元委員</p>	<p>制度についても十分な検討が必要になるのではないのでしょうか。いただいた意見を尊重しながら進めていくよう、お願いいたします。</p> <p>ほかにご質問やご意見はございますか。</p> <p>資料4の市民意見募集の結果と意見に対する市の考え方で、No.13への市の意見についてです。交通結節点という立地特性を活かして、と記載されていますが、最近JRの本数も減り、不便になったとの意見が地域から出ています。今後はJRや神姫バスとも連携を図りながらまちづくりを進めていくという理解でよろしいのでしょうか。</p>
<p>事務局（久高）</p>	<p>JRや神姫バスの事業者と一緒にまちづくりを進めていく、というのは現実的でないと考えます。</p> <p>市の取り組みとしては、JRにつきましては、コロナウイルスの流行の影響もあり、赤字路線の廃線も検討しているとのことですが、現在のところ福知山線については、減便で対応しているとのこと。そのような中、先日、丹波篠山市、丹波市、福知山市と共に、JR本社へ行き、三田市としては相野駅の需要が高まる見込みもあることを説明し、4市連名で福知山線の増便の依頼をしているところです。</p> <p>神姫バスについては、三田市とバス事業者の間で協議会を設置しています。まちづくりをしていくなかで、利用客の増加が見込まれる場合は、市としても積極的に神姫バスに増便を依頼していく所存です。</p> <p>このように、利用者の増加が見込まれる場合に、市から事業者へ依頼する流れになるかと思えます。</p>
<p>水元委員</p>	<p>環境への負荷もあるので、自家用車ではなく公共交通機関を利用するように啓発活動をする中で、利用者も増えるのではないのでしょうか。そうすることで、交通結節点としてより便利になると思うので、市でもJRや神姫バスと協力して、そうした啓発活動に取り組んでもらいたいと思います。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>ご意見として賜りたいと思います。</p>
<p>細見委員</p>	<p>資料4、市民意見募集の結果と意見に対する市の考え方で、No.11の意見についてです。私が三田に家を建てた際、景観計画などすべての基準を満たすように設計しました。しかし、周りの家を見ると、全部の家が基準を守っているわけではありません。資料4の市の考え方には、事業者への指導の強化等の内容が記載されていますが、これは行政として、どこまで遵守するよう指導しているものなのでしょうか。</p>
<p>事務局（榎本）</p>	<p>三田市においては、景観計画を定めており、条件によっては景観計画の届け出が必要となり、その中で計画を遵守し、また完了時には完了届を提出するように指導している</p>

	<p>ところでは、</p> <p>しかし、一部届け出のなされていない物件があり、その場合は再度事業者の確認の連絡をとる対応をしています。また、地域の方から基準違反の疑いのある物件について連絡が入った場合は、職員が現地確認に行き、施主さんへ連絡するといった対応をしているところでは、こうした物件は増加傾向にあることから、事業者への指導を強化していくとともに、各自治会に協力を仰ぎ、回覧等で建て替えの際に景観計画の届け出が必要になることを周知できるよう取り組んでいるところでは、</p> <p>パブリックコメントにある景観計画の基準の見直しについては、まちなみの変化や住民の方の意見を総合的に判断して検討する必要があり、現時点では難しいと考えていますので市の意見として記載しています。</p>
<p>細見委員</p>	<p>時代と共に、まちも変化するので現行のルールがベストとは言いませんが、三田市のまちの景観や環境に魅力を感じて移り住んだ人が、がっかりすることのないように一定の規制は必要と考えています。ご回答ありがとうございました。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ほかにご質問等ありますか。</p>
<p>松原委員</p>	<p>先ほどの中田委員とのやり取りの中で市街化調整区域のままでまちづくりを進めるとの話でしたが、できるのであれば、我々民間も協力していきたいと思えます。できないから市街化調整区域をなくすのは難しいと思うので、市が取り組んでいる弾力的な運用を確実に取り組んでもらうように我々も意見を言っていかなければならないと思っています。</p> <p>都市計画道路についても、意見が出ているようですが、資料3の54ページに長期未着手道路についても記載されていますが、具体的な見直し時期を記載することはできませんか。</p>
<p>事務局（作倉）</p>	<p>相野駅周辺のまちづくりですが、市街化調整区域であり、かつ、農業振興地域内であることを活かして、集落地区計画を策定し、店舗や住宅を建てられるようなまちづくりをすすめていますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>都市計画道路についてですが、これまで見直すと言ってきましたが今回こそ、見直しに着手するよう尽力するつもりで、来年度に予算も確保できるよう調整しているところでは、</p>
<p>松原委員</p>	<p>市街化調整区域の件については、相野駅周辺だけでなく市内全域で弾力的運用の実績をつくり、市と共に三田市をよりよくしたいと考えていますので、よろしく願います。</p> <p>都市計画道路については、実際に個人の土地で規制がかかり続けている状態ですの</p>

<p>事務局（作倉）</p>	<p>で、是非とも早期に取り組んでいただきますようお願いいたします。</p> <p>市街化調整区域の地区計画の申し出制度なのですが、補足いたします。資料4の3ページ上段をご覧ください。市民意見を募集したところ、さらに幅広い内容で受け付けてはどうかとの意見をいただき、来年度以降に地区計画の申し出制度を見直す予定です。このように、さらなる弾力的な運用ができるよう尽力しますので、その点ご協力をお願いします。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>他にご質問等ありますか。</p>
<p>美藤委員</p>	<p>資料4の4ページですが、市民意見を反映して記載を変更するとのことですが、街路樹の根上がりなどの支障木が増加しており、安全性についても都市計画マスタープランに記載していただきたいです。また、資料3の18ページに記載のある自然との共生についてですが、今回「街路樹の適正な育成・管理に向けた基本方針」では樹種も見直すとのことなので、多くの廃棄される木がでてくるかと思えます。そのあたりも踏まえて環境のことに言及していただきたいです。</p> <p>また、先日姫路市で水素社会推進に向けたシンポジウムがありましたが、三田市でもゼロカーボンシティに加えて水素社会の実現に取り組むよう、キーワードを盛り込んではいかがでしょうか。</p>
<p>事務局（久高）</p>	<p>市の考え方について、安全性や環境の内容については記載したほうが良いと思いますので、対応したいと考えています。</p> <p>水素ステーションは、港のある場所については供給がしやすいのですが、三田市は内陸に位置しており、現実的ではないので都市計画マスタープランに記載するのは難しいと考えます。ゼロカーボン推進計画を現在策定中であり、そちらの計画の中で一つの目標として掲げることを検討します。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>現時点では難しいとのこと。それでは、諮問事項の承認の賛否に移ります。</p> <p>第1号議案『三田市の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)の改定(案)』について、一部変更する箇所がございますが、事務局と会長に一任して賜りました意見を反映させることにより、本案を承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">一同「挙手」</p> <p>全員挙手でございます。よって、第1号議案は、原案どおり承認することに決定します。</p>

ここで、傍聴人の方に申し上げます。本日の都市計画審議会においては、ここからの進行は『非公開』となりますので、退席をお願いします。

次に、『連絡事項』に移りたいと思います。それでは、事務局より連絡事項などありますか。

—閉会—